

部門役員候補者選定・選出規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、部門役員候補者の選定ならびに部門役員の選出について必要な細目および補足事項を定める。

(改選数)

第2条 部門役員の改選数は、次のとおりとする。

部門長（次期部門長をおく場合を除く。）	1名（1回／2年毎）
副部門長	1名（1回／毎年）
総務企画担当	1名（1回／毎年）
会計担当	1名（1回／毎年）
編修担当	1名（1回／毎年）
研究経営担当	1名（1回／毎年）
次期部門長	0～1名（1回／任期満了の翌年）
その他に必要な役員（次期部門長を除く。）	
細則第27条に規定する定数を超えない範囲で	0～2名（1回／毎年）
監 事	1名（1回／毎年）

(候補者の選定)

第3条 部門役員会は、改選を要する役員につき、実施前年11月15日までに下記定数の部門役員候補者を選定する。

部門長（次期部門長をおく場合を除く。）	1～3名
副部門長	1～3名
総務企画担当	1～3名
会計担当	1～3名
編修担当	1～3名
研究経営担当	1～3名
次期部門長等その他に必要な役員	1～3名
監 事	1～3名

(候補者の選定手続き)

第4条 部門役員会による役員候補者の選定手続きは、下記による。

- 1 部門役員、部門委員および部門代表評議員は、書面により改選数と同数（各1名）の候補者を申し出る。
- 2 部門役員会は、前項の申し出の結果を考慮し、第3条に定める定数の候補者を決定する。
部門役員会は、必要に応じ追加候補者を指名することができる。

第5条 部門に属する正員は、30名以上が一同となって、改選数以内の役員候補者を選定することができる。ただし、部門役員または部門代表評議員である正員はこれに加わることはできない。また、同一の正員は、2個以上の団体に加わることはできない。

第6条 前条により選定した部門役員候補者氏名は、11月10日までに部門長に届出なければならない。届出には、団体正員全員の署名押印を要する。

(候補者の表示)

第7条 部門役員候補者の表示は、下記による。

- 1 氏名は、部門役員種別ごとに五十音順に記載する。
- 2 部門役員、部門評議員による選定および団体選定の別を記載し、2 個以上の団体がある場合は、甲・乙・丙等団体別に表示する。
- 3 同一人が、同種役員候補者に2 個以上の団体から選定された場合でも、その氏名は、1 個所だけに記載する。

第8条 部門役員改選の投票に際しては、役員候補者以外の者に投票しても妨げないことを付記しなければならない。

(投票)

第9条 部門に属する正員は、改選を要する部門役員につき次の数を選定し、書面により投票する。

部門長（次期部門長をおく場合を除く。）	1名
副部門長	1名
総務企画担当	1名
会計担当	1名
編修担当	1名
研究経営担当	1名
次期部門長等その他に必要な役員	1名
監事	1名

(開票)

第10条 前条の到達した投票は、部門長または副部門長が立ち会って、総務企画担当が開票し、その結果を部門役員会に報告し、承認を得なければならない。なお、部門長については、さらに理事会の承認を必要とする。

(選任)

第11条 部門役員は、部門役員会の承認を経て、理事会で決定する。なお、部門長については、理事会の承認の後、評議員会の評議を経て、総会で決定する。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程細目は平成12年4月26日、理事会において一部改正。
4. 本規程細目は平成18年10月13日、理事会において一部改正。